

子ども手当制度の実施に伴う地方負担に関する指定都市市長会声明（案）

子ども手当制度の実施にあたっては、当初、その財源は、全額国庫負担という考えが示されていたが、平成２２年度予算編成において、指定都市との事前協議や説明が一切なされぬまま、国は、子ども手当の一部に児童手当を支給する仕組みを温存し、平成２２年度限りの暫定措置として地方負担を導入した。

これに対し、指定都市市長会として、全国一律に実施される新たな施策については、地方に負担が生じないように、国の責任において実施することはもとより、地方負担を伴う新たな制度の創設や制度改正を行う場合は、必ず指定都市との協議の機会を設け、その意見を反映するよう強く要請してきた。

しかしながら、平成２３年度政府案では、指定都市との協議の機会を何ら設けることなく、５大臣合意により平成２２年度予算の負担ルールを当てはめて地方負担が求められた。我々が要請してきた保育所保育料・給食費の未納分への対応がなされることとされたことは一歩前進であると評価するものの、税制改正による地方の増収分についてその使途を国が実質的に決定することになれば、地方負担の継続とともに、信頼関係を著しく損なうものであり、極めて遺憾であるといわざるを得ない。

指定都市市長会は、市民への影響を与えない形で各都市の予算計上の段階から具体的な行動をとることなどにより、国に対して抗議の意を示すものである。

平成２２年１２月２４日

指 定 都 市 市 長 会